

議案第 5 号

愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少
及び規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 4 年 3 月 31 日をもって愛知県市町村職員退職手当組合から尾張旭市長久手市衛生組合を脱退させることとし、愛知県市町村職員退職手当組合規約を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 24 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、地方自治法第 290 条の規定により愛知県市町村職員退職手当組合から尾張旭市長久手市衛生組合を脱退させ、愛知県市町村職員退職手当組合規約を変更することについて協議する必要があるからである。

愛知県市町村職員退職手当組合同規約の一部を変更する規約

愛知県市町村職員退職手当組合同規約（昭和33年愛知県市町村職員退職手当組合同規約第1号）の一部を次のように変更する。

別表第1中「知多南部衛生組合 尾張旭市長久手市衛生組合」を「知多南部衛生組合」に改める。

別表第2の1区の項中「長久手市 尾張旭市長久手市衛生組合」を「長久手市」に改める。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。